

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>入間郡三芳町大字上富字中 東二八五番六地先から同郡 同町大字上富字吉拓三〇二 番二地先まで</p>	<p>入間郡三芳町大字上富字中 東二八五番三地先から同郡 同町大字上富字吉拓三〇二 番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇ゝ 一八・〇〇</p>	<p>九・一一ゝ 一三・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六〇・五八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>